

市政一般質問発言通告書 (会派代表 個人)

令和8年2月20日

多治見市議会 議長 様



会派名 市民ネットワーク

19番議員 氏名 井上あけみ

質問題名	再再度、インクルーシブな公園作りに向けて
質問要旨	南坂上公園に続き、喜多緑地内に文字通り大型遊具を設置 ¹³ 工事がいよいよ始まる。喜多緑地については、市内公園の遊び場の中核とするとともに、地域の公園を計画的にリニューアルするという方針のもと行われるとの事。期待でワクワクしており、子どもたちや保護者の声として市長、関係各課には議会の場で感謝を伝えたい。 その上で、この大型遊具の周辺に置く、サブの遊具について魅力あり誰でも使えるものをどのようなものにするのか、決定する前に希望も含めて質問を行う。
質問項目①	子どもたちの笑顔は、この上ない宝物である。しかしながら障がいのある子どもたち、目が離せない2歳～6歳未満の幼い子どもたちも、親子で安全・安心、大人も楽しめる遊具については極めて少ない現実があり、ぜひ、インクルーシブ遊具の導入を求めたいが市の考えを伺う。 *インクルーシブは「含む」「包み込む」という意味を持つ言葉で、誰も排除されず自然に参加しやすい状態を指すとのこと。
質問項目②	現場はなだらかなスロープになっている。 サブのインクルーシブ遊具のそばに車イスが入れる導入路をつくる事は可能か？
質問項目④	喜多緑地には管理棟があり、親子など休憩もしやすくまた、駐車場も当面は不足はないと考える。 また、市民に愛され、親子が半日～1日滞在できる公園になれば、将来、管理棟のそばなどにキッチンカーが入ることは可能か？
質問項目⑤	
質問項目⑥	
質問の相手方	市長・都市計画部長

市政一般質問発言通告書 (個人)

令和8年2月20日

多治見市議会 議長 様



会派名 市民ネットワーク

19番議員 氏名 井上あけみ

質問題名	改めて「美化条例」について
質問要旨	正式名「多治見市をゴミの散らばっていないきれいなまちにする条例」は平成16年(2004年)に施行され、以後20年以上附則も加えられないまま経過。 この条例には、ゴミ、犬、雑草等の多項目と市民団体への対応が含まれ、今議会ではさらに「竹木」まで加える議員発議もなされようとしている。 以前にも本条例について触れる機会があったが、改めて総合的に質問する。
質問項目①	条例に明記されている市民団体や他の団体は現在どのような活動をされているのか、また、市民個人の活動の把握、個人活動に対してはどのような支援があるのか？ また、掃除道具のこの3年間の貸出し数はどのようなか？
質問項目②	他市の同趣旨の条例に関連する規則要綱では、指導・勧告について具体的様式が規定されているものが多い。本美化条例には、関連して掃除道具の貸し出しの規則、手続きについての要綱があるだけで、条例中にも指導・勧告の様式の記載がない。 様式の記載は必要ないのか？
質問項目④	また、現場の調査をする職員についても、調査員の根拠を示す証票の規定がないが、加えるべきではないか？ また、加えないならば、その理由は何か？
質問項目⑤	本「美化条例」第7条2項は「土地所有者等は、その所有したり、占有したり、管理したりする土地に生い茂る雑草等について、草を刈る等適切に管理しなければなりません。」とある。 第14条では「市長は、第5条第3項や第7条第2項の規定に違反していると認められる者に対し、指導や勧告を行うことができます」とあるが、規定に違反しているとはどのような状態を指すのか、また、どのような時に「指導」、どのような時に「勧告」するのか伺う。
質問項目⑥	他市、例えば、岐阜市の「あき地の環境保全に関する条例」では、(定義)として「この条例において「あき地」とは、宅地化された状態で現に人が使用していない土地をいい、「管理不良の状態」とは、あき地に雑草が繁茂し、そのまま放置されているため、火災又は犯罪の発生並びに近隣の生活環境を著しくそこなう原因となるような状態をいうとしている。」としている。 そのような定義を明記する方が、職員が判断を行う際に必要と考えるがいかがか？
質問項目⑦	また、空き地が増加する中、空き地に特化した環境保全条例の策定の検討を求めるがいかがか？
質問の相手方	市長・環境文化部長

市政一般質問発言通告書（会派代表・個人）

令和8年2月20日

多治見市議会 議長様



会派名 市民ネットワーク

19番議員 氏名 井上あけみ

質問題名	当市の空家対策の状況について
質問要旨	<p>本市には「空家等の管理に関する条例」は無いが、都市計画部・都市政策課・交通・空家グループによって、2次の「空き家等対策計画」が策定され、現状と今後の方針が示されており、その調査等のご苦勞に感謝している。</p> <p>R7年度の機構改革によって、空き家問題の所管は、同部内の建築住宅課に移されたが、R8年度に向かう意気込み？と、この1年の建築住宅課の市営住宅の管理とは違う、民間の住宅(空き家)対策への取り組みのへ課題について、伺う。</p>
質問項目①	<p>第2次「空き家等対策計画」では、R6年度での調査による多治見市における空き家の不朽・破損の有無の戸数や、また特定空き家への対応状況など明記され、令和10年までの活用目標戸数や、除却の目標戸数など明記されている。</p> <p>所管が変わって、難しい面もあるかとも思うがこの目標に向けての成果はどのようであったか？（大まかに）</p>
質問項目②	<p>具体的には、問題空き家、特定空き家に関して通報があった件に対する対応はどのようであったか？</p> <p>除却や竹木等伐採の所有者の実施。また代執行はあったのか？</p> <p>問題空き家に関する固定資産税の課税の見直し件数は？</p> <p>除却への、市の補助金支給の件数は？</p> <p>また、空き家のリフォーム補助や、移住・定住等に関わる補助の件数と金額について伺う。</p>
質問項目③	<p>建築住宅課の市営住宅の管理とは違う、民間の空き家対策への取り組みへの課題は何か？</p> <p>また、これまで関わってきた都市政策課との連携はどのようになっているのか伺う。</p>
質問項目	
質問の相手方	都市計画部長・総務部長